



みよしクラブ 活動推進計画



令和5年12月 みよし市教育委員会



もくじ

1. はじめに	1~2
2. 目標	3
3. スケジュール	4
4. 事業展開	5~8
5. 検討経緯	9
6. 検討課題	10
7. 参考資料	11~14

1 はじめに

1-1 国の動き①

令和4年6月 スポーツ庁有識者会議による提言

- 子ども達が生涯を通してスポーツに継続して親しむことができるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備することを目指し、部活動を学校主体から地域主体にする「**地域移行**」について提言

(内容)

- ・令和5年度～7年度にかけて、土日の部活動を地域の活動に移行
- ・その後、さらに平日についても地域の活動に移行

令和4年12月 文部科学省ガイドライン策定

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン策定

→ 各自治体にて部活動の地域移行について検討を開始

1-2 国の動き②

▼ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインのポイント

1. 学校部活動

- ・外部指導者の確保
- ・休養日の設定(平日 1日、土日 1日以上)の休養日)

2. 新たな地域クラブ活動

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・生徒の志向等に適した多様なクラブ活動の創出

3. 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ・まずは土日、その後平日も含めた環境整備
- ・令和 5年度からの 3年間は「改革推進期間」

4. 大会等の在り方の見直し

- ・学校単位だけでなく、地域クラブも大会に参加
- ・教員に頼らない大会運営

みよしクラブ活動の目標

みよし市では、みよし市教育委員会を実施主体・運営主体として「みよしクラブ」を設置していきます。

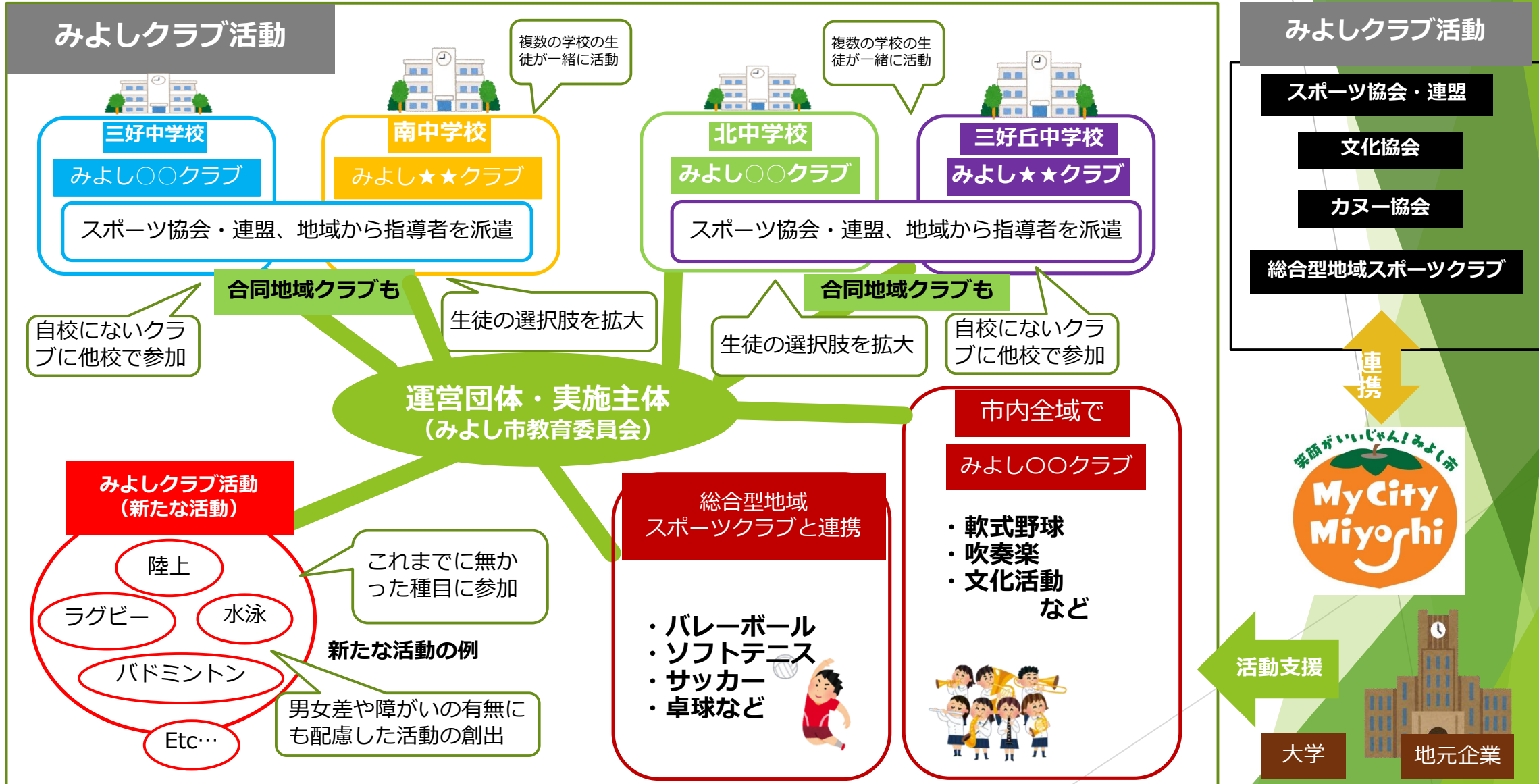
- ①生徒の自主性を育み、体力や技能の向上を目指す活動機会の保障
- ②生徒の興味関心に応じた魅力ある活動創設
- ③地域コミュニティの活性化

みよしクラブ移行に向けてのスケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	
名称	学校部活動	みよしクラブ (休日)				
位置づけ	学校教育の一環			生涯学習の位置づけ		
運営主体 (休日)	学校部活動	みよしクラブ				
指導者	教員・部活動指導員 外部指導者	(平日) 学校部活動 顧問・部活動指導員・外部指導者 (休日) みよしクラブ 教員・指導者・協力者			みよしクラブ指導者 (教員は兼職兼業)	
運営主体 (平日)	学校部活動			みよしクラブ		

4-1 みよしクラブ活動（将来像）

▶ みよし市の子ども達が生涯にわたって、地域で運動・文化活動を楽しむことができる質の高い持続可能な地域クラブ活動を整える。



4-2 みよしクラブ活動のポイント



みよしクラブ（学校での活動）

※総合型スポーツクラブ・スポーツ協会（連盟）

- ▶ 各学校での活動
 - ・活動生徒・地域指導者の確保が十分な場合は、学校単位で学校施設での活動の実施
→ 従来の部活動を継承した活動
- ▶ 複数校での合同活動
 - ・単独での活動が難しい場合は、複数の学校の生徒で一緒に活動する。※大会等への参加も合同で参加

みよしクラブ（市内全域で）

- ▶ 文化部
 - ・文化協会との連携
様々な文化的な活動が体験できるよう文化協会と連携
- ▶ 吹奏楽部
 - ・市内の吹奏楽団との連携
各中学校ごとでの活動、市内合同での活動など柔軟に対応
- ▶ 軟式野球
 - ・地域のクラブとの連携
 - ・指導者の派遣

新たなみよしクラブでの活動

▶ 学校部活動のない新たなクラブでの活動

- ・学校部活動のない新たな活動を積極的に設置する。
- ・生徒の興味関心、地域の特性を生かした活動の創設
(バドミントン、ラグビー、水泳、陸上など)

その他のキーワード

- ▶ 施設利用の柔軟化
 - ・学校施設、公共施設の柔軟な活用に向けた整理
- ▶ 大学との連携
 - ・指導者派遣や施設の利用への協力
 - ・生徒の地元大学への関心
- ▶ 地元企業との連携
 - ・指導者派遣などの連携

笑顔がいいじゃん! みよし市



4-3 みよしクラブ（地域連携）：土日のみよしクラブ活動（令和6年4月～令和7年3月末まで）

- ▼ 令和6年度から、休日のみ学校部活動は行わずに、「みよしクラブ」として取り組みます。
- ▼ 各校の生徒はそれぞれの希望に応じた活動に参加します。

【みよしクラブ活動】

運営主体	みよしクラブ 【みよし市教育委員会】
指導者	クラブ指導者（協力者） + 教員
参加者	市内の中学生
場所	主として学校施設 （市の公共施設も）

みよしクラブ

みよしクラブ（学校）

- 三好中●クラブ
- 北中▲クラブ
- 南中●クラブ
- 三好丘中★クラブ

みよしクラブ（合同）

- みよし●クラブ
- みよし▲クラブ
- みよし文化クラブ
- みよし吹奏楽クラブ

新たなみよしクラブ（予定）

- みよしラグビークラブ
- みよし水泳クラブ
- みよしバドミントンクラブ
- みよしダンスクラブ

実施

みよしクラブ

参加

三好中学校

北中学校

南中学校

三好丘中学校

大会へは学校部活動（合同）として、参加。
休日の活動のみ、みよしクラブとして活動。

4-4 ① みよしクラブの指導者について

▼ みよしクラブの指導者として、「クラブ指導者」と「クラブ協力者」を配置します。

① クラブ指導者

市教育委員会が学校と連携して進めるみよしクラブ活動において、生徒の心身の発達に資するために「みよし市部活動ガイドライン」を遵守し、指導できる者

具体的な業務内容（業務内容は、変更する場合もある）

- (1) 生徒の活動中の安全管理、活動意義の指導
- (2) 技術指導
- (3) 会場の鍵の管理（基本はスポーツ開放と同様の対応）
- (4) 安全・傷害予防に関する知識・技能の指導
- (5) 部活動に使用する用具及び利用する施設の点検及び管理
- (6) けが、事故等が発生した場合における現場での対応
- (7) 顧問、中学校教頭との打合せ

4-4 ② みよしクラブの指導者について

② クラブ協力者

市教育委員会が学校と連携して進めるみよしクラブ活動において、生徒の心身の発達に資するために「みよし市部活動ガイドライン」を遵守し、クラブの運営に協力できる者

具体的な業務内容（業務内容は、変更する場合もある）

- (1) 生徒の活動中の安全管理、活動意義の指導
- (2) 技術指導
- (3) 安全・傷害予防に関する知識・技能の指導
- (4) 部活動に使用する用具及び利用する施設の点検及び管理
- (5) けが、事故等が発生した場合における現場での対応

4-4 ③ みよしクラブの指導者について

③ クラブ指導者とクラブ協力者の資格

市教育委員会が学校と連携して進めるみよし地域クラブ活動において、生徒の心身の発達に資するために「みよし市部活動ガイドライン」を遵守し、クラブの運営に協力できる者

(1) クラブ指導者

- ① 中学校において、スポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る生徒の健全育成に対する理念を共有し、技術的な指導に従事できること。
- ② ①の条件に加えて、以下の2点のいずれかに該当し、市教育委員会・校長・（部活動コーディネーター）が認める者
 - ・ 中学校若しくは高等学校の部活動又は地域でのスポーツ活動、吹奏楽部の活動において指導した経験を有する者
 - ・ 指導員を必要とする部活動の運動種目、吹奏楽等文化活動において、技術指導が可能と認められる者
- ③ 18歳以上の者で研修を受講し、教育委員会が認めた者（高校生は不可）

(2) クラブ協力者

- ・ 以下の2点のいずれかに該当し、市教育委員会・校長・（部活動コーディネーター）が認める者
- ① 中学校において、スポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る生徒の健全育成に対する理念を共有し、クラブの運営に協力できる者であること。
- ② 18歳以上の者で研修を受講し、教育委員会が認めた者（高校生は不可）

4-4 ④ みよしクラブの指導者について

④ クラブ指導者とクラブ協力者の活動時間

※勤務日及び勤務時間の割り振りは、クラブ担当者、中学校顧問、学校教育課担当主事等が連携を図ったうえで、調整して決めます。

(1) クラブ指導者

- ・活動時間の上限は、週3時間かつ年間40週とする。

(2) クラブ協力者

- ・活動の上限は、年間40週とする。

⑤ クラブ指導者とクラブ協力者の謝礼

(1) クラブ指導者

- ・上限、1回4,800円（交通費込）
※1時間当たり1,600円として、活動時間により調整をする。

(2) クラブ協力者

- ・1回2,000円（交通費込）

4-4 ⑤ みよしクラブ指導者研修会の実施

<目的>

- ・ 中学校の部活動地域移行に携わる指導者が今後のみよしクラブ等の指導方法を学ぶ機会とする。
- ・ みよし市の中学生の健やかな成長を担う者として、指導者としての自覚をもつとともに、みよしクラブの運営を通して、地域の活性化を図る。

<研修会概要>

- ① 年間3回とし、時間は2時間程度とする。
- ② 内容等
 - ・ 第1回 「魅力ある部活動の在り方・中学生への指導」
 - ・ 第2回 「事故対応（応急手当）・運動部活動で起こるスポーツ外傷とその対応」
 - ・ 第3回 「体罰・ハラスメントの根絶に向けて」
- ③ 講師
いずれも東海学園大学に依頼
- ④ 場所
東海学園大学内 教室等（未定）

4-5 学校主導の部活動（平日の部活動）

- ▼ 土日の地域移行に向けて地域人材の活用を積極的に進めていくが、平日については教員主導による指導を継続していく。平日は、休日の体制が整い次第、地域移行の体制を整えていく。

【学校主導による部活動】

運営主体	各中学校
指導者	当該校の教員 + 地域人材
参加者	主に当該校の生徒
場所	主に当該校の施設



地域人材
(地域、各種団体、大学等)

教員

部活動指導員

外部指導員

指導

学校主導の部活動（従来通り）



今までの検討経緯

令和3年度

- ・部活動改革検討委員会の実施（年間3回）
＜委員＞小中学校 校長代表・教頭代表・体育主任代表
総合型地域スポーツクラブ代表・教育委員会（学校教育課・スポーツ課）

令和4年度

- ・部活動改革検討委員会の実施（年間4回）
＜委員＞小中学校 校長代表・教頭代表・体育主任代表
総合型地域スポーツクラブ代表
教育委員会（学校教育課・教育行政課・スポーツ課・生涯学習推進課）

令和5年度

- ・部活動改革検討委員会の実施（年間4回）
＜委員＞中学校 校長代表・教頭代表・中学校体育主任
スポーツ協会会長・総合型地域スポーツクラブ代表
教育委員会（学校教育課・スポーツ課・生涯学習推進課）
※教育行政課は、組織内改革により、学校教育課へ統合

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に
応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）